

復興特区税制(法第37条～第40条)～指定に関する要件～

【第37条～第40条すべてに共通する要件】

- ・復興産業集積区域（注1）の区域内に事業所を有すること
- ・認定復興推進計画に記載された集積業種であること
- ・復興推進事業（注2）を行う適切かつ確実な計画を有すること
- ・復興推進事業を安定して行うために必要な経済基盤を有すること
（注1）復興産業集積区域……認定復興推進計画に定める市内13の区域（八戸水産加工団地、臨海工業地帯、新井田地区、松館地区、桔梗野工業団地、八戸北インター工業団地、漁港地区、長苗代地区、本八戸周辺地区、白山台地区、妙地区、美保野地区、南郷地区）
※表記した地名の中でも、対象とならない地域がありますので、詳細は、別紙でご確認いただくか、直接お問い合わせください。
- （注2）復興推進事業……地域の雇用機会の確保に寄与する事業（事業用設備等を取得するもの、被災者を雇用するもの、新規立地新設企業の立上げを行うもの等）

法第37条 特別償却／税額控除

※第37条、第38条、第40条の特例は、同一事業年度においては、選択適用

- ・施設又は設備を新設し、又は増設するもの
 - ・機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を新たに取得するもの
- ※原則、設備投資をする前に指定を受けることが必要。但し、設備投資をした事業年度内であれば指定を受けることは可能。

法第38条 法人税特別控除

※第37条、第38条、第40条の特例は、同一事業年度においては、選択適用

- ・東日本大震災の被災者である労働者を雇用していること
⇒以下2点のいずれかに当てはまる方で、新規雇用者に限りません。
 - ①平成23年3月11日時点で特定被災区域内に所在する事業所に雇用されていた者
 - ②平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた者※特定被災区域には、青森県内では、八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町の全域の他、岩手県、宮城県、福島県の全域などが含まれます。
- ※指定を受けた後の給与支給日における支給額が対象。

法第39条 研究開発税制

- ・復興推進事業に関連する開発研究の用に供する減価償却資産を新たに取得するもの
- ※原則、設備投資をする前に指定を受けることが必要。但し、設備投資をした事業年度内であれば指定を受けることは可能。

法第40条 新規立地促進税制

※第37条、第38条、第40条の特例は、同一事業年度においては、選択適用

- ・平成24年3月2日以後に設立された法人であること
 - ・機械及び装置、建物及びその附属施設並びに構築物の取得価格の合計が3億円以上になると見込まれること（中小企業者等については3千万円以上、もしくは最大3年間で5千万円以上）
 - ・被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1千万円以上であること
 - ・認定復興推進計画に定められた事業のみを実施する法人であること
 - ・復興産業集積区域内に本店を有すること
 - ・指定後5年間、復興産業集積区域外に事業所等を保有しないこと。ただし以下の2つの要件を満たす事業所は、本店のある復興産業集積区域外へ設置することが可能。
 - (1)法人の主たる業務以外を行う事業所であること。
 - (2)その事業所の業務を行う従業員数の合計が、法人の常時使用全従業員数の30%又は2人のいずれか多い人数以下であること。
- ※原則、設備投資をする前に指定を受けることが必要。但し、設備投資をした事業年度内であれば指定を受けることは可能。

<提出書類>

■指定前

- ①指定申請書
- ②指定事業者事業実施計画
- ③指定要件に関する宣言書
- ④住民票の抄本又はこれに準ずるもの（個人事業者）
- ⑤定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの（法人）
- ⑥その他必要書類

■指定後（事業年度終了後1か月以内）

- ①実施状況報告書
- ②その他必要書類。

※留意事項

- ①申請いただいてから1か月以内に指定に関する通知を行うこととなりますが、認定復興推進計画の内容に適合しないと認められる場合には、指定しないことがあります。
- ②指定された事業者は、指定内容について公表されます。また、指定が取消しとなった場合も同様です。
- ③指定後、毎事業年度終了後に実施状況報告書を提出していただくこととなりますが、復興推進事業を適切に実施していると認められない場合には、指定事業者に対して認定書を交付しない場合があります。その場合は、特例措置を受けることができません。
- ④認定書の交付をもって特例措置が受けられるものではありません。認定とは別に、税務署による審査があります。
- ⑤指定事業者に対し、必要があると認めるときは、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることがあります。